

農 林 漁 業者の皆様の

未来のために

For the future of agricultural, forestry and fishery businesses



独立行政法人
農林漁業信用基金

目次

contents

ご挨拶	2
信用基金の役割	3
農業信用保険業務	5
林業信用保証業務	7
漁業信用保険業務	9
農業保険関係業務	11
漁業災害補償関係業務	12
組織の概要	13
広報活動・情報公開	15
相談窓口のご案内	17

ご挨拶

農林漁業信用基金は、農業の担い手の育成・確保や経営の安定化、林業の持続的かつ健全な発展、水産業の成長産業化等の農林水産政策の一環として、農林漁業を営む皆様の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命とする独立行政法人です。

当信用基金は、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会が行う農業・漁業経営等に必要な借入金の債務保証について保険を行うとともに、林業の経営等に必要な借入金について直接債務保証を引き受ける業務を行っています。また、災害が発生した際に、農業・漁業を営む皆様への共済金・保険金の支払が円滑に行われるよう、農業共済団体・漁業共済団体への貸付けの業務を行っています。

令和5年度から新たな中期目標期間がスタートしました。今後の5年間は、農業信用基金協会、漁業信用基金協会や融資機関等関係機関と連携し、脱炭素・グリーン化の取組の導入、スマート農林水産業の実装などの社会経済情勢の変化にも適切に対応しつつ、借入者の経営財務状況に基づく信用リスクに応じた保証・保険の引受けを通じて、農林漁業を営む皆様に対して質の高いサービスを提供してまいります。

また、適切な保証・保険料率や貸付金利の設定、代位弁済率・保険事故率の低減、貸付業務の適正な実施に加え、業務のIT化などを通じた業務運営の効率化や情報セキュリティ対策に取り組んでまいります。皆様の期待に沿ったサービスが提供できるよう、役職員が一丸となって業務を遂行いたしますので、今後とも当信用基金の業務に御理解と御支援の程、よろしくお願いいたします。

独立行政法人農林漁業信用基金

理事長 牧元 幸司



信用基金の役割

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農林漁業を営む皆様の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命とする独立行政法人です。

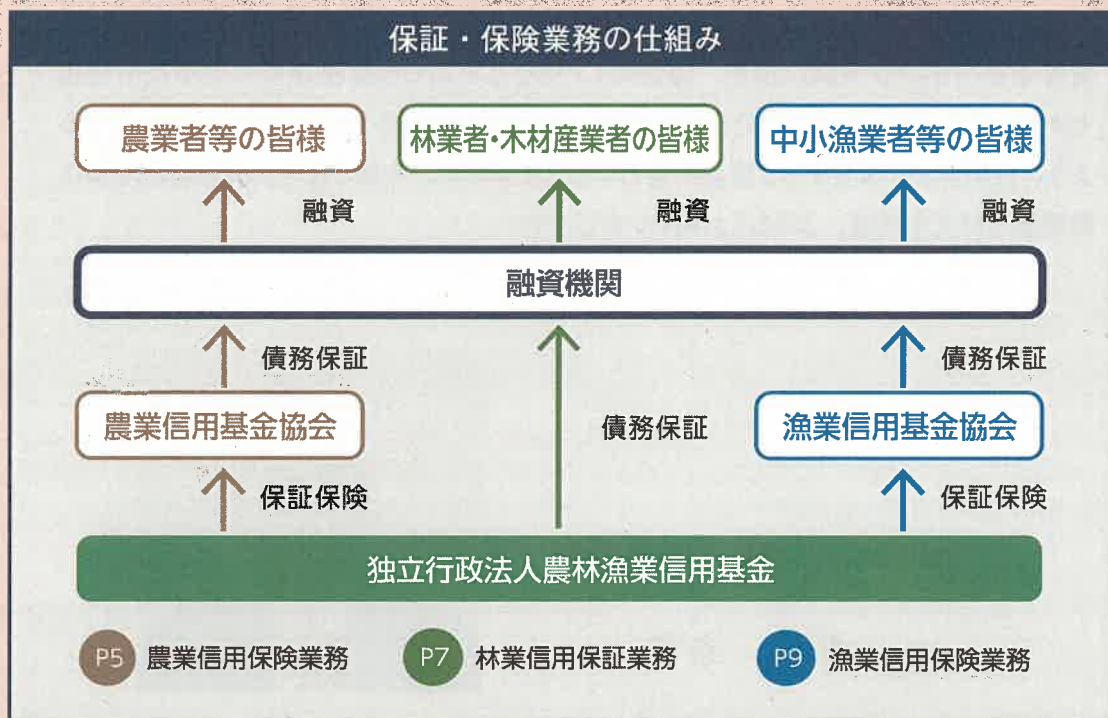
この使命を達成するため、主に2つの業務に取り組んでいます。

1. 保証・保険業務

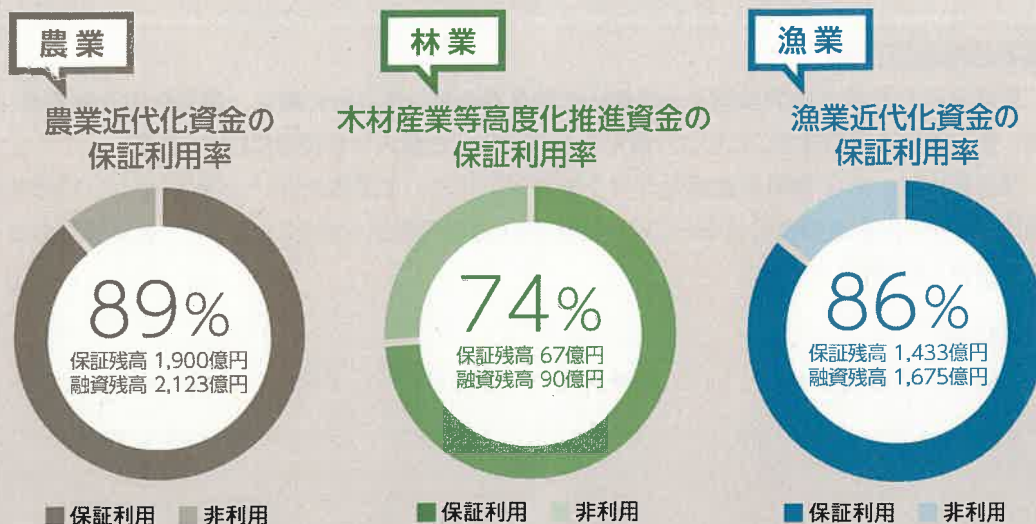
農林漁業は、国の施策において、持続的かつ健全な発展を図ることとされている重要な産業であり、その経営においては、機械や生産資材の購入、施設・設備の導入等から運転資金に至るまで、経営の様態や発展段階に応じて、多種多様な資金ニーズがあります。一方、農林漁業経営は天候などの自然条件に左右されることが、投資回収の期間が一般に長いなどの特徴があることから、他の産業とは異なる融資上のリスクがあります。

信用保証保険制度は、こうした農林漁業融資に特有のリスクを軽減する公的な信用補完制度です。

信用基金は、農業・林業・漁業の信用保証保険制度の運用を通じて、農林漁業者の皆様の経営をサポートします。



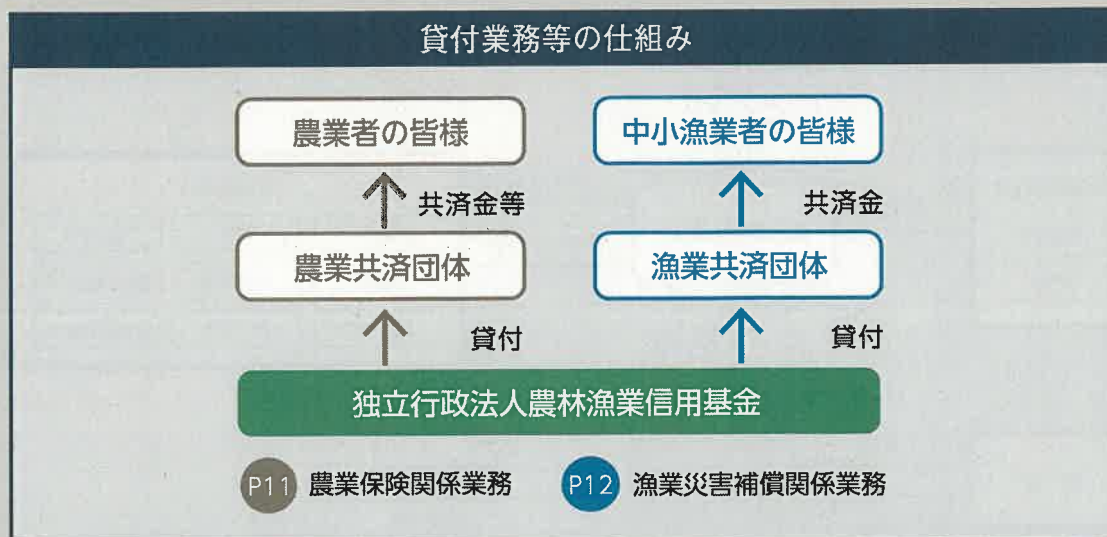
保証保険制度を通じ、制度資金をはじめとした
農林漁業者の資金調達を支えています。



- (注1) 保証利用率とは、保証残高を融資残高で除したものです。
 (注2) 農業近代化資金融資残高は、農林水産省調べによります (令和4年12月末現在)。
 農業信用保証残高は、信用基金のデータによります (令和4年12月末現在)。
 (注3) 木材産業等高度化推進資金融資残高は、林野庁調べによります (令和5年3月末現在)。
 林業信用保証残高は、信用基金のデータによります (令和5年3月末現在)。
 (注4) 漁業近代化資金融資残高は、水産庁調べによります (令和4年12月末現在)。
 漁業信用保証残高は、信用基金調べによります (令和5年3月末現在)。

2. 貸付業務等

信用基金は、農業信用基金協会・漁業信用基金協会、都道府県、農業共済組合・漁業共済組合等が事業や制度の安定的な運用に必要な資金を貸し付けることで、制度の円滑な実施を担保しています。



※上記は、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の場合になります。その他の業務については、P5、P7又はP9をご覧ください。

農業信用保険業務

▶農業信用保証保険

農業者等の皆様が融資機関から経営に必要な資金をお借入れの際に、農業信用基金協会（※）が、借入債務を保証することにより信用力を補完し、お借入れを容易にしています。

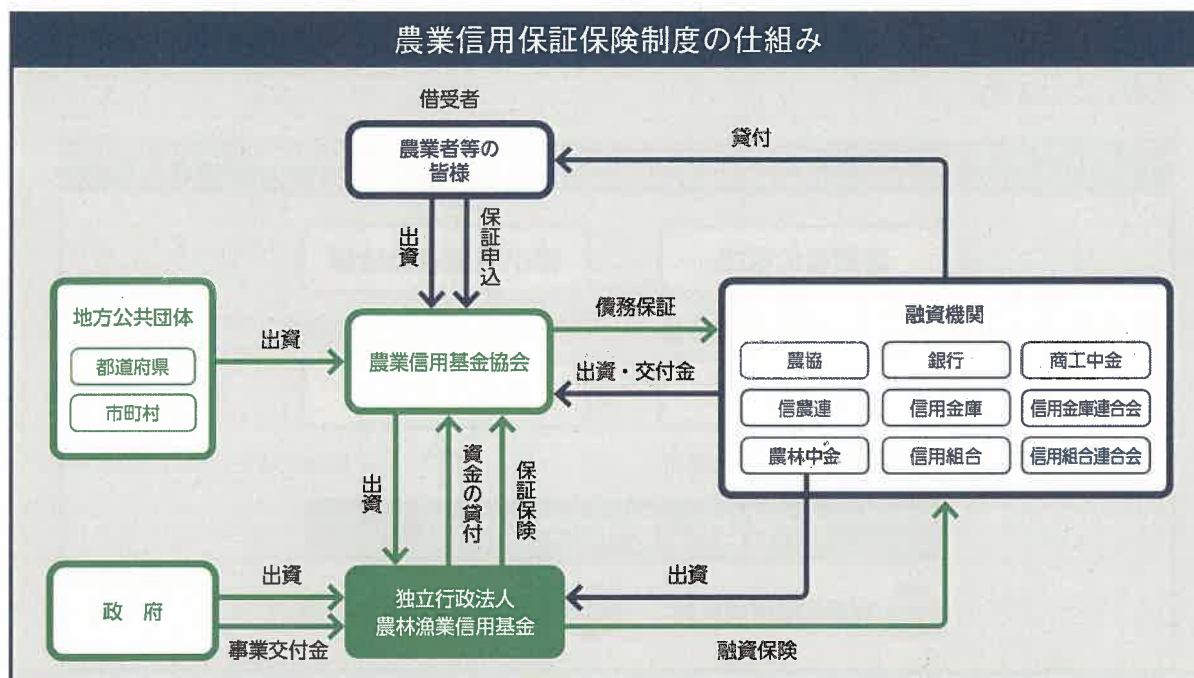
信用基金は、農業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを受け、農業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、農業者等の皆様の資金調達を円滑にしています。

▶融資保険

上記の保証保険業務とともに、融資機関が行う融資について直接保険引受する融資保険業務を行っています。

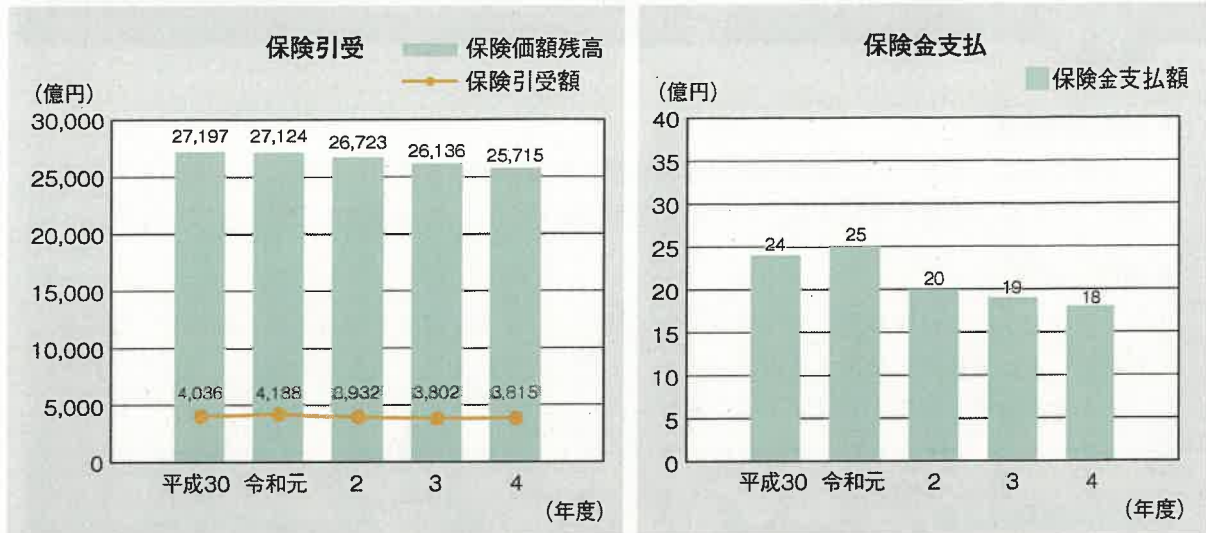
▶貸付

これらの保険業務のほか、農業信用基金協会に対して、代位弁済の円滑な履行等に必要な資金の貸付業務も行っています。



（※）農業信用基金協会とは、農業信用保証保険法に基づき、農業者等の皆様が必要とする資金の融通を円滑にするため、債務保証を行っている法人です。

▶業務実績（融資保険含む）



※直近の業務実績につきましては、下記のURLをご覧ください。

https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/index.html

利用対象者	農業を営む方、農業に従事する方
対象資金	・ 農業用建構築物や農業用機械器具の改良、造成又は取得に必要な資金 ・ 農地等の取得、造成又は改良に必要な資金 ・ 家畜等の購入又は育成、果樹等の植栽又は育成に必要な資金 ・ 農産物の処理加工又は流通販売に必要な資金 ・ 肥料、飼料、営農用備品等の購入、雇用労賃等に必要な資金 ・ 農業経営の維持継続に必要な資金 ・ 農業者の資産、技術等を活用して行う事業又は生活に必要な資金
対象融資機関	農協、信農連、農林中金、銀行、商工中金、信用金庫、信用組合等
保証料率	年0.50%～2.00%以内 ※保証料率は資金ごと等に異なりますので、詳しい内容はご利用される基金協会にご確認ください。



林業

Forestry

林業信用保証業務

▶林業信用保証

信用基金は、林業・木材産業の事業者の皆様が融資機関から経営に必要な資金をお借入れの際に、その借入債務を保証することにより信用力を補完し、資金調達を円滑にしています。

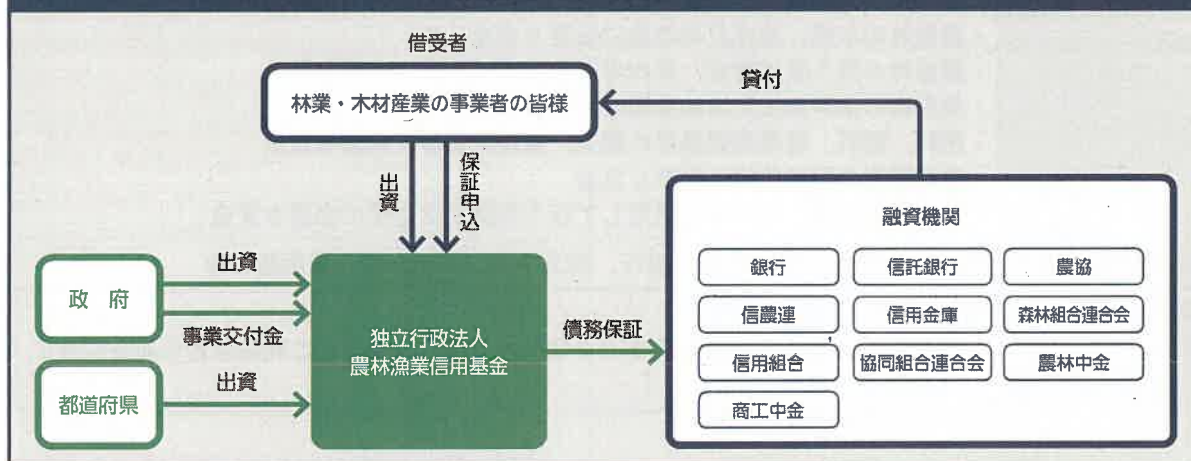
▶貸付・寄託

信用基金は、木材産業等高度化推進資金の貸付けに必要な原資を都道府県と協調し、民間融資機関に供給する貸付業務を行っています。また、森林整備活性化資金の貸付けに必要な原資を日本政策金融公庫等に寄託する寄託業務も行っています。これらを通じ、制度資金の利子水準を低く保つことで、林業・木材産業の発展を支えています。

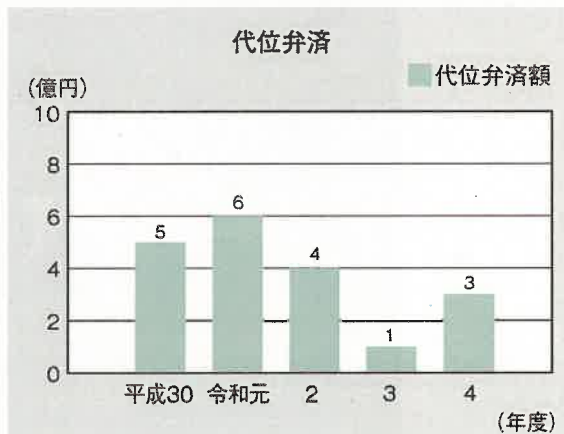
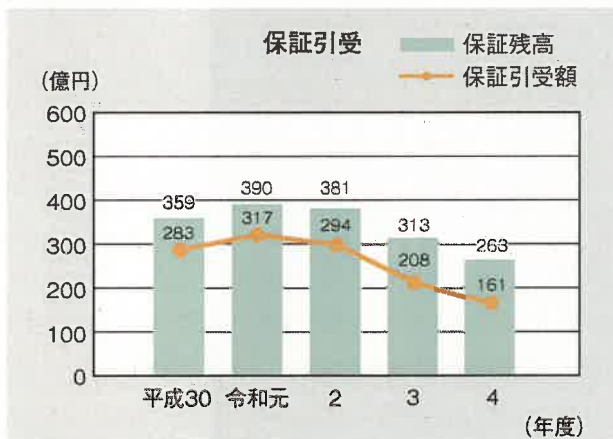
▶経営改善発達支援

このほか、森林経営管理法に基づき、市町村から経営管理実施権の設定を受け、森林の経営管理を行う林業経営者に対して、経営の改善発達に係る助言等を行います。

林業信用保証制度の仕組み



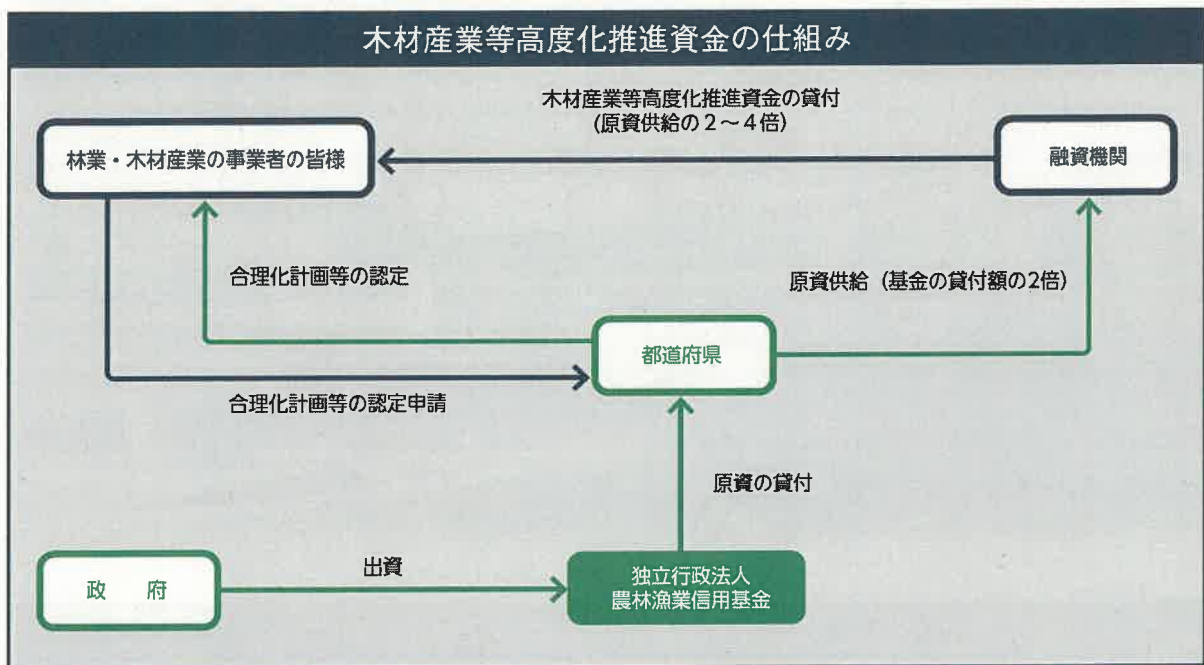
▶業務実績



※直近の業務実績につきましては、下記のURLをご覧ください。

https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/index.html

利用対象者	林業・木材産業の事業者の方
対象資金	・設備資金 ⇒事務所や工場、土場などの土地・建物、生産・加工機械や林業機械、輸送運搬車両などの改良、造成又は取得のために必要な資金 ・運転資金 ⇒苗木や立木、原材料、資機材の調達費、燃料費、人件費、機械のリース料などの支払いのために必要な資金
対象融資機関	銀行、農林中金、商工中金、信用金庫、信用組合等
保証料率	年0.15%～1.80% ※利用される方の財務内容により保証料率が異なります。



漁業信用保険業務

▶漁業信用保証保険

中小漁業者等の皆様が融資機関から経営に必要な資金をお借入れの際に、漁業信用基金協会（※）が、借入債務を保証することによって信用力を補完し、お借入れを容易にしています。

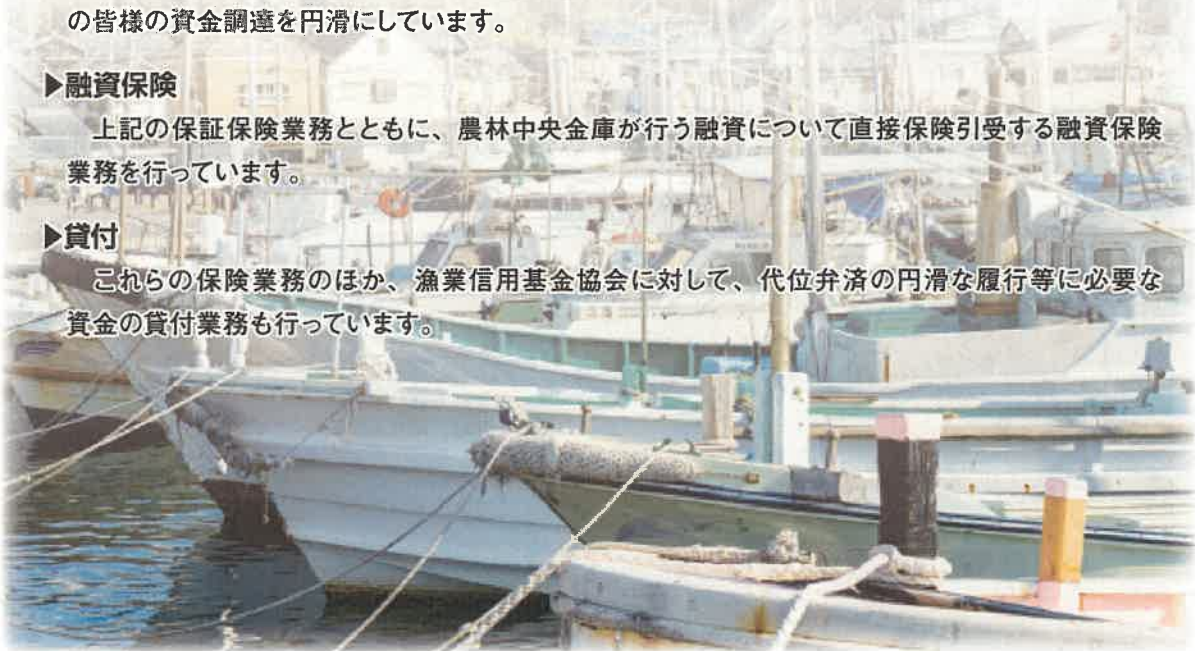
信用基金は、漁業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを受け、漁業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、中小漁業者等の皆様の資金調達を円滑にしています。

▶融資保険

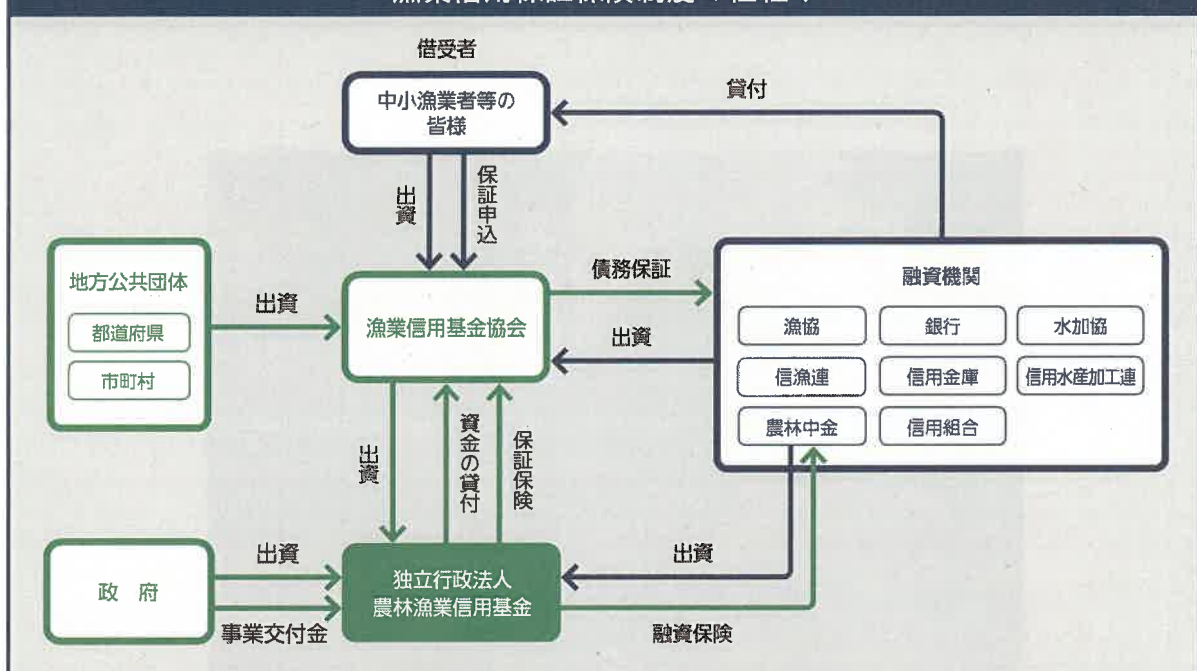
上記の保証保険業務とともに、農林中央金庫が行う融資について直接保険引受する融資保険業務を行っています。

▶貸付

これらの保険業務のほか、漁業信用基金協会に対して、代位弁済の円滑な履行等に必要な資金の貸付業務も行っています。

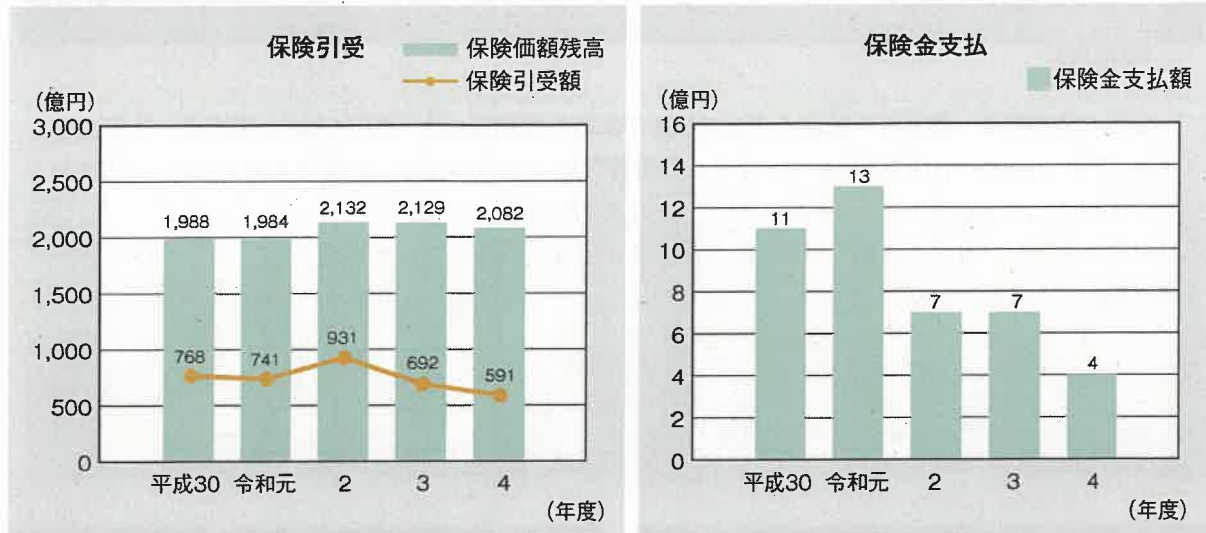


漁業信用保証保険制度の仕組み



（※）漁業信用基金協会とは、中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業者等の皆様が必要とする資金の融通を円滑にするため、債務保証を行なっている法人です。

▶業務実績（融資保険含む）



※直近の業務実績につきましては、下記のURLをご覧ください。

https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/index.html

利用対象者	漁業を営む方、漁業に従事する方、水産加工業を営む方
対象資金	・設備資金 ⇒漁船の建造、取得又は修理、漁船機関・機器・漁網網・水産養殖施設の取得又は修理等に必要な資金 ⇒水産加工施設の取得又は修理に必要な資金 ・運転資金 ⇒出漁の準備、養殖種苗、餌料の購入等に必要な資金 ⇒加工用原材料の取得等、水産加工業の経営に必要な資金 ・生活資金 ⇒漁業経営又は水産加工業経営の改善に資することを目的とする住宅の改良、造成又は取得に必要な資金
対象金融機関	漁協、水産加工業協同組合、信漁連、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合等
保証料率	年2.00%以内 ※保証料率は資金毎に異なりますので、詳しい内容は、ご利用される基金協会にご確認ください。





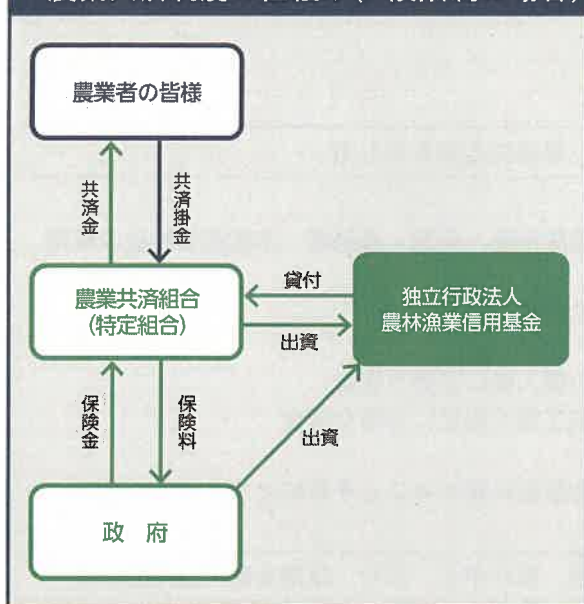
農業保険関係業務

農業共済事業は、農業者の皆様が不慮の災害や家畜の疫病等により損失を被った場合に、共済金を支払うことで損失を補填しています。また、農業経営収入保険事業は、農業者の皆様の収入が減少した場合に、保険金を支払うこと等により、収入減少を補填しています。

信用基金は、これらの事業を行う農業共済団体に必要な資金を貸し付けることで、制度の円滑な運営に貢献しています。

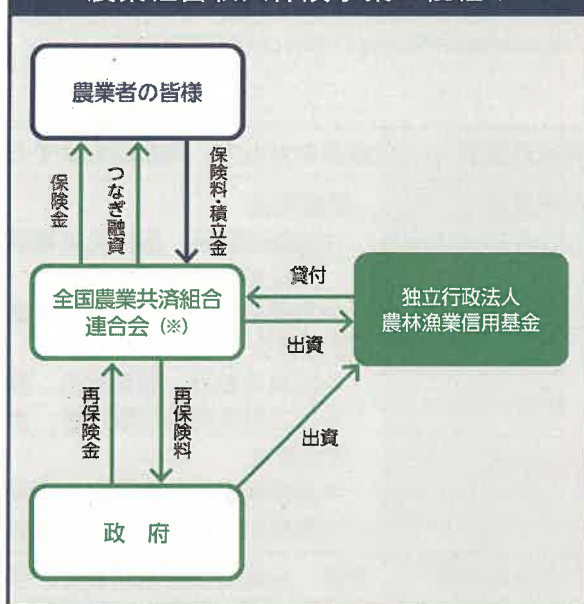


農業共済制度の仕組み(2段階制の場合)



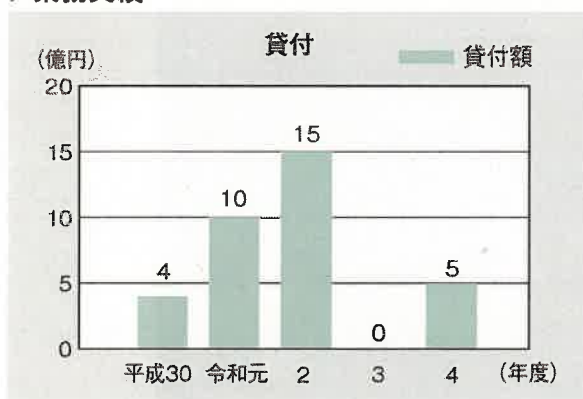
※1県については、都道府県段階の農業共済組合連合会、市町村段階の農業共済組合の3段階で運営されています。(令和5年4月1日現在)。

農業経営収入保険事業の仕組み



※窓口業務は、農業共済組合・市町村等が実施しています。

業務実績



※直近の業務実績につきましては、下記のURLをご覧ください。
https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/index.html



風水害で倒れた稲穂



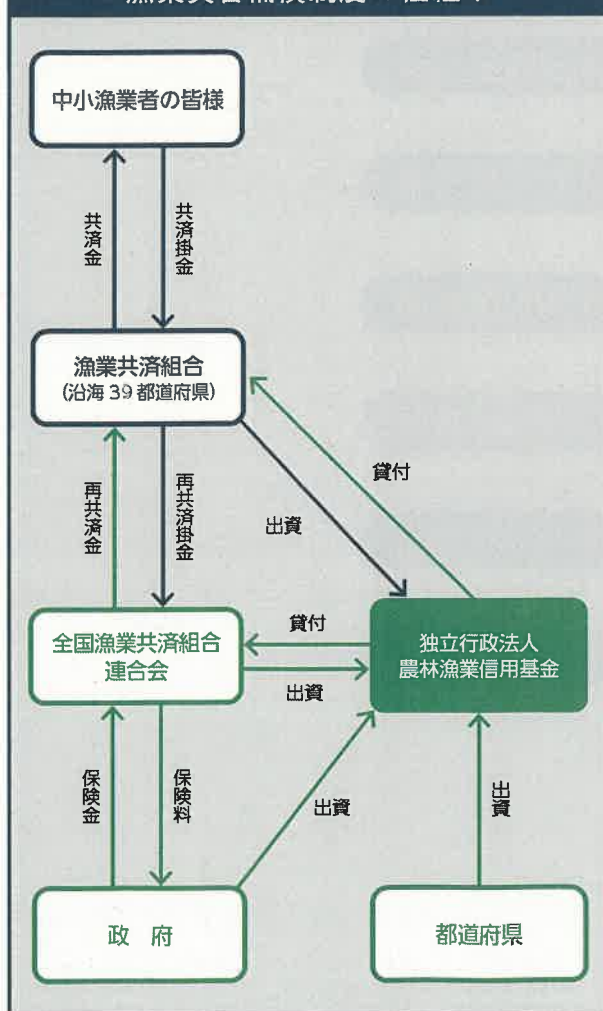
漁業災害補償関係業務

漁業災害補償制度は、中小漁業者の皆様が、台風や赤潮などの不慮の災害によって漁獲金額・生産金額の減少及び養殖生物、漁業施設の損失を被った場合に、共済金を支払うことにより、その損失を補填しています。

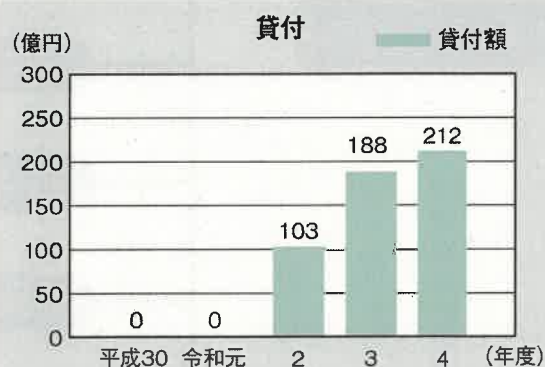
信用基金は、これらの事業を行う漁業共済団体に必要な資金を貸し付けることで、制度の円滑な運営に貢献しています。



漁業災害補償制度の仕組み



業務実績



※直近の業務実績につきましては、下記のURLをご覧ください。
https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/index.html

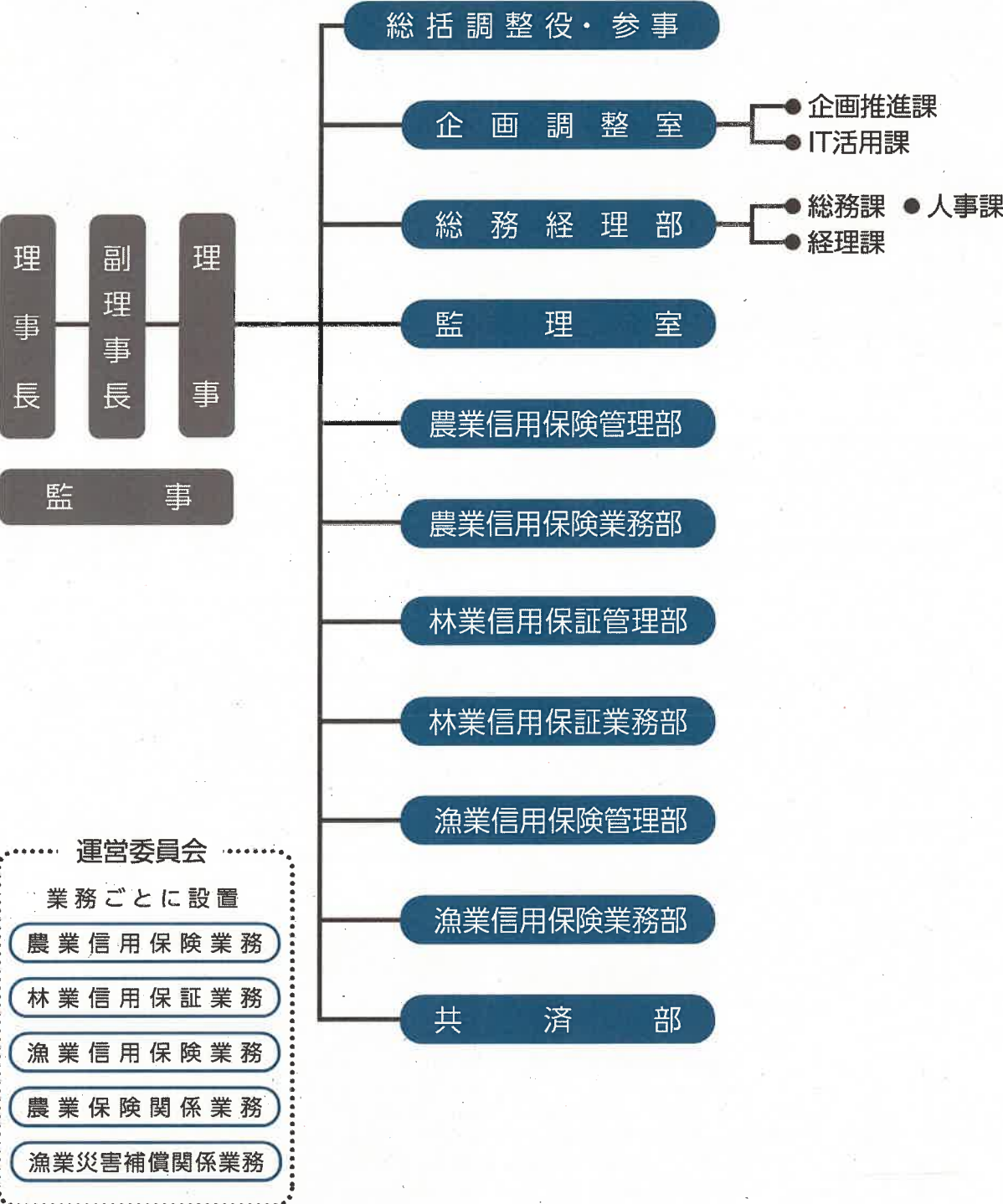


赤潮に染まる海

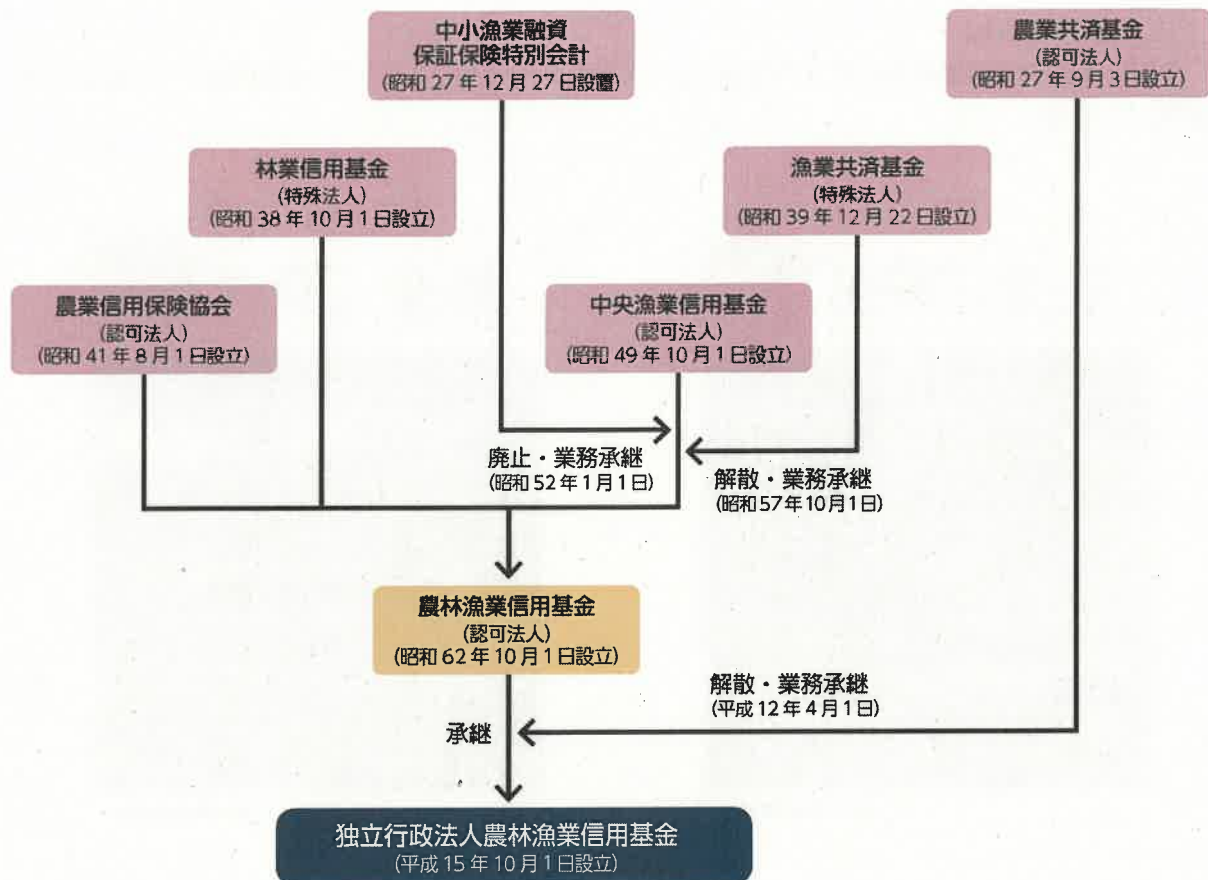
組織の概要

組織図

(令和5年4月1日現在)



沿革



- 設 立 平成15年10月1日
- 根 拠 法 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）
独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）
- 資 本 金 1,743億円余（令和5年3月31日現在）
- 役 職 員 111名（令和5年4月1日現在）

※中期計画

中期計画（主務大臣から指示された中期目標を達成するための計画）について、ホームページで公表しています。

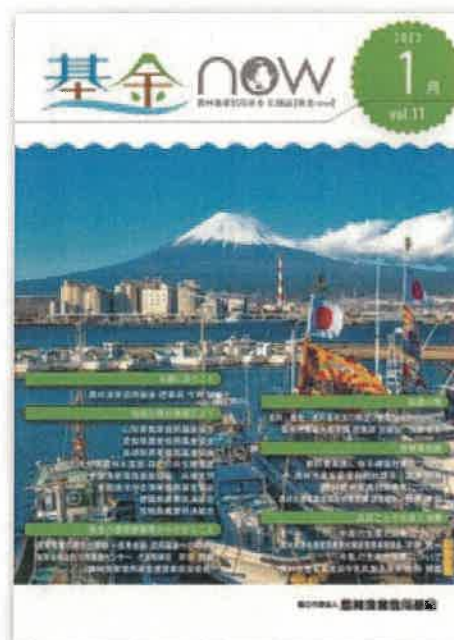
https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou03.html

広報活動・情報公開

信用基金では、活動内容の周知や制度の普及推進のため、様々な媒体を用いて情報提供を行っています。

○ 広報誌 基金now

農林漁業者や融資機関等に我々の活動についての関心を深めてもらうことを目的として、広報誌を発行しています。



○ 制度に関するパンフレット

各業務について制度案内を作成しており、保証・保険業務や貸付業務等について詳細な情報を提供しています。



(農業法人を経営される皆様へ)



○ ホームページ

広報誌やパンフレットの内容はホームページでも提供しています。

⇒ <https://www.jaffic.go.jp/index.html>



相談窓口のご案内

債務保証制度を利用したお借入れの希望や、既往のお借入金に関するご相談・ご照会については、信用基金、融資機関のほか、最寄りの信用基金協会・都道府県まで、お気軽にご連絡ください。

① 農業者のみなさま

独立行政法人農林漁業信用基金 農業信用保険管理部 TEL:03-3434-7820

業務のご案内については、以下のURLをご参照ください。

<https://www.jaffic.go.jp/guide/nou/index.html>

② 林業者・木材産業者のみなさま

独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証管理部 TEL:03-3434-7825

業務のご案内については、以下のURLをご参照ください。

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>

③ 漁業者のみなさま

独立行政法人農林漁業信用基金 漁業信用保険管理部 TEL:03-3434-7829

業務のご案内については、以下のURLをご参照ください。

<https://www.jaffic.go.jp/guide/gyo/index.html>

○ 災害対応等相談窓口のご案内

自然災害の発生時には、別途相談窓口を設置しています。

<https://www.jaffic.go.jp/earthquake.html>

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



独立行政法人 農林漁業信用基金

Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations

〒 105-6228
東京都港区愛宕 2-5-1
愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 28 階
電 話：03-3434-7812 (代表)
U R L： <https://www.jaffic.go.jp/>

2024年1月